

平成 30 年 7 月 12 日

各 位

株式会社そごう・西武

## 全日本空輸株式会社向け制服受注に関する公正取引委員会の処分について

当社は、全日本空輸株式会社様において使用される制服受注に関する「私的独占の禁止及び公正取引の確保による法律」（以下「独占禁止法」と表記）違反の疑いについて、公正取引委員会による調査に全面協力をしてまいりました。

本日当社は、同委員会より独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

当社は、かねてより法令遵守の徹底に努めてきたにもかかわらず、この度の命令を受けましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、お客様、お取引先様はじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

当社は、全日本空輸株式会社様において使用される制服受注に関しまして、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、違法行為を取りやめていることを確認する等内容をとする取締役会決議を行うこと、かかる措置を全日本空輸株式会社様等に通知し、当社従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| (1) 納付すべき課徴金の額 | 1,034 万円         |
| (2) 納付期限       | 平成 31 年 2 月 13 日 |

#### 3. 再発防止について

当社は、コンプライアンス意識と独占禁止法に対する理解向上を促進するため、全従業員に対し『(株)そごう・西武「独占禁止法遵守のための行動基準」』を配布し、行動基準の継続的な周知徹底を行いますとともに、独占禁止法に係るモニタリングの実施等の再発防止策を実施してまいりました。

当社は、この度の排除措置命令を受けまして、改めて独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実に努め、再発防止に万全を期してまいり所存でございます。

以上